

「きみはリッチ？（指導書）」をお使いくださる方へ

2011年10月
金融広報中央委員会

「きみはリッチ？」の「生徒用教材」は、貸金業法改正の完全施行などを踏まえ、2011年（平成23年）3月に改訂を行いました。これに伴う本「指導書」の変更箇所は下記のとおりです。「指導書」の改訂までの間は、この対応表をご利用いただければ幸いです。

頁	変更前	変更後
5	クレジットや消費者ローンを利用している人は、…（中略）…。実際のショッピングクレジットでは年13～17%くらいの手数料、キャッシングでは年15～29%くらいの利息が多いようです。	クレジットや消費者ローンを利用している人は、…（中略）…。実際のショッピングクレジットでは年12～15%くらいの手数料、キャッシングでは年15～18%くらいの利息が多いようです。
6 7	消費者信用が、今日のように隆盛をみるようになったのは、ごく最近のことです。…（中略）… 消費者信用の市場は、 <u>80年代前半の5年間で2倍に拡大してきました。そして、90年代には市場規模が50兆円を超え、現在では70兆円を超えるまでに成長を遂げています。</u>	消費者信用が、今日のように隆盛をみるようになったのは、ごく最近のことです。…（中略）… 消費者信用の市場は、 <u>80年代に急拡大し、90年代半ばすぎまで拡大を続けました。その後はほぼ横ばいとなっていますが、市場規模は70兆円を超えています（信用供与額ベース）。</u>
9	支払えなくなったりすれば、その消費者の名前は、 <u>信用情報機関のネガティブリストに登録されて、以後、最大7年間はクレジットが使えなくなります。</u>	支払えなくなったりすれば、その消費者の名前は、 <u>信用情報機関のネガティブ情報に登録されます。登録期間は、機関により異なりますが、最大は10年間です。登録されている間、クレジットが基本的に使えなくなります。</u>
12	加盟店からの手数料（カード取扱い料の <u>3～5%</u> くらい）がカード会社の収入となります。	加盟店からの手数料（カード取扱い料の <u>2～5%</u> くらい）がカード会社の収入となります。
14	<u>個品割賦購入あっせん</u> （注）14頁のほか、18頁（2箇所）、20頁、22頁でも、この用語が使われている。	<u>個別信用購入あっせん</u> （注）左記参照。
22	（脚注）個人情報信用機関：クレジットやローンを利用すると、…（中略）…相互に照会ができるようになっています。	（脚注）個人情報信用機関：クレジットやローンを利用すると、…（中略）…相互に照会ができるようになっています。 <u>また、2006年12月に成立した新貸金業法では、貸金業者による借り手の返済能力を超える貸付けを防止するため、借り手の総借入残高を把握できるしくみとして、指定信用情報機関の制度が創設されました。個人向け貸付けを行う貸金業者は、残高情報を</u>

		<p>含め、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならないこととされました。</p> <p>2010年3月に、消費者金融会社、クレジット会社の二つの業態系の信用情報機関が指定情報機関として指定を受けました。指定情報機関の間では、借り手の残高情報を相互に提供することが義務付けられています。</p>
25	③グレーゾーンでの営業	③グレーゾーンでの営業（～2010年6月）
25	<p>金利規制の仕組み</p> <p>新貸金業法の公布（2006年12月20日）から約3年後を目途に出資法の上限金利（年29.2%）が利息制限法の制限金利の水準（年20%）まで引下げられ、貸金業規制法43条の「みなし弁済」制度も廃止されることになっています（グレーゾーン金利の撤廃）。貸金業者は利息制限金利を超える契約を禁止され、違反すれば行政処分の対象となります。</p>	<p>金利規制の仕組み</p> <p>新貸金業法の公布（2006年12月20日）から3年半後（2010年6月18日）に出資法の上限金利（年29.2%）が利息制限法の制限金利の水準（年20%）まで引下げられ、貸金業規制法43条の「みなし弁済」制度も廃止されました（グレーゾーン金利の撤廃）。貸金業者は利息制限金利を超える契約を禁止され、違反すれば行政処分の対象となります。</p>
25	『教材』の12ページにも示しましたが、・・（中略）・・とくに利息制限法の制限金利以上、出資法の上限金利以下で営業活動を行っています。金利に関するこの二つの法律のはざまの金利をグレーゾーン金利と呼んでいます。	『教材』の15ページにも示しましたが、・・（中略）・・とくに利息制限法の制限金利以上、出資法の上限金利以下で営業活動を行っていました。金利に関するこの二つの法律のはざまの金利をグレーゾーン金利と呼んでいました。
25	かつて出資法は、年利109.5%という驚くべき高金利を上限としていましたが、・・（中略）・・2000年からは上限金利が現在の29.2%となりました。	かつて出資法は、年利109.5%という驚くべき高金利を上限としていましたが、・・（中略）・・2000年からは上限金利が29.2%となり、2010年6月からは20%となりました。
25	貸金業規制法43条には、・・（中略）・・「みなし弁済規定」があります。しかしながら、このところ最高裁判所は、・・（中略）・・グレーゾーン金利を否定する債務者（借り手）保護の判決を相次いで出しています。	貸金業規制法43条には、・・（中略）・・「みなし弁済規定」がありました。しかしながら、最高裁判所は、・・（中略）・・グレーゾーン金利を否定する債務者（借り手）保護の判決を相次いで出し、新貸金業法制定の契機となりました。
25	④新貸金業法が成立	④新貸金業法が成立、完全施行（2010年6月～）
	深刻化する多重債務問題に対処するため、2006（平成18）年12月13日新貸金業法・・（中略）・・が成立し、同年12月20日公布されています。	深刻化する多重債務問題に対処するため、2006（平成18）年12月13日新貸金業法・・（中略）・・が成立し、同年12月20日公布され、2010（平成22）年6月から完全施行されています。
26	すなわち、新貸金業法では、公布から約3年後（2009年12月末）を目処に、・・（中略）・・などの金利規制の強化が行われています。	すなわち、新貸金業法では、（削除）、・・（中略）・・などの金利規制の強化が行われています。

26	この結果、 <u>新貸金業法の公布から約3年後の2009(平成21)年12月末以降は、クレジット・消費者金融・商工ローン業者などは、利息制限法の制限金利を超える金利での貸付けができなくなります。</u>	この結果、 <u>(削除)、クレジット・消費者金融・商工ローン業者などは、利息制限法の制限金利を超える金利での貸付けができなくなりました。</u>
26	<u>この総量規制を導入した過剰貸付規制も、新貸金業法の公布から約3年後(2009年12月末)を目途に施行されることになっています。</u>	削除
29	<u>ただし借り手がその超過部分を任意に支払った場合で、..(中略)..注意が必要です(貸金業規制法第43条参照)。</u>	削除
34	(脚注2)訪問販売の場合、 <u>契約した商品が自動車の場合やその他特定商取引法で指定されていない商品の場合は適用されません。また、健康食品・化粧品などの消耗品で、もし契約書に開封・使用すればクーリングオフができないと書いてある場合には、開封・使用した商品の最小単位の分だけ支払わなければなりません。</u>	(脚注2)訪問販売の場合、 <u>例えば、契約した商品が自動車の場合は適用されません。また、健康食品・化粧品などの消耗品で、もし契約書に開封・使用すればクーリングオフができないと書いてある場合には、開封・使用した商品の最小単位の分だけ支払わなければなりません(販売業者が開封・使用させた場合を除きます)。</u>
37	こうして公正証書ができあがると、貸し手は、..(中略)..いきなり公正証書にもとづいて強制執行するよう裁判所に求めることができるのです。 <u>なお、貸金業者、信販会社などは、貸金業規制法・割賦販売法及びこれらに関する事務ガイドラインや通達などにより、公正証書作成のための白紙委任状を受け取ることを禁じられています。</u>	こうして公正証書ができあがると、貸し手は、..(中略)..いきなり公正証書にもとづいて強制執行するよう裁判所に求めることができるのです。 <u>なお、新貸金業法では、貸金業者が借り手から、「支払期日までに支払わなければ、ただちに強制執行を受けても異義ない」旨を記載した公正証書(特定公正証書)を作成するための委任状を受け取ることを禁じています。</u>
40	消費者金融や高利金融業者の金銭消費貸借契約における保証契約では、ほとんどが担保としての効力が強い連帯保証契約となっています。	消費者金融や高利金融業者の金銭消費貸借契約における保証契約では、ほとんどが担保としての効力が強い連帯保証契約となっています。 <u>新貸金業法では、貸金業者は、連帯保証人に対し、催告の抗弁権や検索の抗弁権がない旨を契約前に交付する書面および契約時に交付する書面に記載することが義務付けられています。</u>
42	このところ日本全国で「ヤミ金融」と呼ばれる高利金融業者が増加し、..(中略)..(利息が年 <u>29.2%</u> を超えると..(以下略)。	このところ日本全国で「ヤミ金融」と呼ばれる高利金融業者が増加し、..(中略)..(利息が年 <u>20%</u> を超えると..(以下略)。

42	(脚注) 新貸金業法により、出資法の上限金利は、 <u>新貸金業法の公布から約3年後(2009年12月末)には、年29.2%から年20%に引き下げられることになっている。</u>	(脚注) 新貸金業法により、出資法の上限金利は、 <u>年29.2%から年20%に引き下げられることとなり、2010(平成22)年6月から実施されました。</u>
43	ヤミ金融が自己破産者をターゲットとするのは、その情報が信用情報機関に事故情報として登録され、自己破産者が <u>5~7年間は銀行や一般の消費者金融会社・クレジットを利用することが困難になるからです。</u>	ヤミ金融が自己破産者をターゲットとするのは、その情報が信用情報機関に事故情報として登録され、自己破産者が <u>5~10年間は銀行や一般の消費者金融会社・クレジットを利用することが困難になるからです。</u>
48	本来、契約社会は、..(中略)..(『教材』の「グレーゾーン」p.15参照)。	本来、契約社会は、..(中略)..(『教材』の「グレーゾーン」p.14参照)。
53	自己破産は事故情報(ネガティブ情報)の記録として、 <u>最大7年間、個人信用情報機関に登録されます。個人信用情報機関は銀行、クレジット会社、消費者金融会社などの業態ごとに別の機関が設立されていて、それぞれに借入れ状況などのデータが集積され、各業態のなかのみで利用されています。しかし、破産などの事故情報に限っては、多重債務や悪用を防止するために、これら業態間の壁を越えて共有する情報となっています。</u>	自己破産は事故情報(ネガティブ情報)の記録として、 <u>(削除)、個人信用情報機関に登録されます。個人信用情報機関は銀行、クレジット会社、消費者金融会社などの業態ごとに別の機関が設立されていて、それぞれ自己破産の情報を5年間から10年間、登録しています。自己破産などの事故情報は、多重債務や悪用を防止するために、これらの機関の間で共有されています。</u>
60	全国に <u>約500箇所</u> 設置されている消費生活センター..(以下略)。	全国に <u>約600箇所</u> 設置されている消費生活センター..(以下略)。
60	日本クレジットカウンセリング協会..(中略).. <u>全国3箇所(東京都新宿区、福岡県福岡市、愛知県名古屋市)</u> で事業を行っています。	日本クレジットカウンセリング協会..(中略).. <u>全国9箇所(東京、仙台、新潟、静岡、浜松、名古屋、広島、福岡、熊本)</u> で事業を行っています。

【付録】「きみはリッチ？」の「生徒用教材」の正誤表

20 22	(脚注) 2006年12月13日に新貸金業法..(中略)..が成立し、新貸金業法の公布(2006年12月20日)から3年半後の <u>2009年6月18日</u> に、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。	(脚注) 2006年12月13日に新貸金業法..(中略)..が成立し、新貸金業法の公布(2006年12月20日)から3年半後の <u>2010年6月18日</u> に、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。
22	「090金融」とは、..(中略).. <u>出資法(上限金利年29.2%)違反の高金利で融資を行うヤミ金融業者のことです。</u>	「090金融」とは、..(中略).. <u>出資法(削除)違反の高金利で融資を行うヤミ金融業者のことです。</u>

以上